

都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十四号

都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）

第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、県が設置する都市公園及び公園施設の設置基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語は、法及び都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号。以下「政令」という。）で使用する用語の例による。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第三条 都市公園の配置及び規模について法第三条第一項の条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 県が設置する都市公園は、国及び地方公共団体の設置する都市公園の県民一人当たりの敷地面積の標準を十平方メートル以上として配置し、及び規模を定めること。
- 二 県が設置する都市公園は、その特質に応じて県内における分布の均衡を図ること。
- 三 県が設置する都市公園は、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮して配置し、及び規模を定めること。
- 四 県が設置する主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、県民が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、おおむね十五ヘクタール以上とすること。
- 五 県が設置する一の市町の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、県民が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、おおむね五十ヘクタール以上とすること。

六 県が設置する主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園は、その設置目的に応じた機能を十分発揮することができるように配置し、その敷地面積を定めること。

(公園施設の建築面積の基準)

第四条 公園施設の建築面積について法第四条第一項本文の条例で定める割合は、百分の

二とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第五条 公園施設の建築面積の基準の特例について政令第六条第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

2 公園施設の建築面積の基準の特例について政令第六条第一項第四号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の二を限度として前条又は前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する都市公園であつて、第三条第四号の規定に適合しないものについては、当分の間、第三条第四号中「十五ヘクタール」とあるのは「十ヘクタール」とする。